

労働者に犠牲を強いる前に倒産しろ

企業存続にしがみつき労働者を犠牲にする経営者

健康食品などをネット、店舗で販売する A 社で働く 30 代の M さんが相談に訪れる。

相談内容は既に賃金の遅延が続きその後未払い状態が 5 か月続いており、貯金も底を尽き生活できないとのことであった。

既に社長との連絡も取れない状況であり、労働組合を紹介する。

組合が対応しても連絡が取れない状況が続いたが、その後団体交渉に応じてきた。しかし、団体交渉に出てきたのは、社長の知人のような存在で、会社には金がない、通帳に数百円しかない。社長にも連絡が取れない。という内容だけでありあった。

A 社の構造は、商品を店舗とネットで販売し、同時に一口 600 万円程度の出資者も募集しており、出資者との問題も生じていた。

その後、社長が山陽地方にいることを確認し申し入れるが連絡もなく、団体交渉を拒否してきたため、労働委員会に申し立て、労働債権請求を労働委員会を通じて進めるが、企

業に倒産する金も無いことが判明する。

M さんは生活が出来なくなり実家に帰ることとなる。その後組合が単独で進めていくこととなるが、社長は「うつ病」でパニック障害のような状況で当事者能力無しと主張したが、代理人の立場も曖昧であった。

親会社への申し入れも行うが、別会社であると対応しない状況が続く。立て替え払いを求めていたが、労基署署が倒産扱いを認めそうであるとのことで、立替払いを基本とした解決で対応する。

労働委員会では①立て替え払いは賃金部分、退職金は入らず、②親会社に再申しれをする、③トンズらしている社長の病状把握—あくまで謝罪と説明を求め続けた。

その後、労働委員会で、社長の診断書内容が自殺願望の兆候があるとのこと。診断書の真否はあるが、組合として M さんへの謝罪と誠意を求めたが、謝罪については検討するが金銭は新たに 200 億の負債が発覚し、警察が動いており出せない。社長は息子の援助を受けて生活している状況であり解決は無理とのことであった。

A 社だけで、数十人の労働者が賃金未払いであったが、最終的に、立替払いが明確となったので、労働委員会で協定文を調印し終結。